



平成 27 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード：8337 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長  
梅田 仁司  
043-243-2111 (大代表)

### 新株式発行及び株式売出し（普通株式）に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 7 月 7 日開催の取締役会において、新株式発行及び当行株式の売出し（普通株式）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 【本資金調達背景】

当行が営業基盤とする千葉県は、5 年後に東京オリンピックも控え、一層の成長が見込める肥沃なマーケットであります。このような環境のもと、当行は、平成 25 年度からの 3 ヶ年にわたる中期経営計画「変革・成長戦略“2nd Stage”」に基づき、当行の目指すべき姿である「地域のお客さまのベスト・コンサルタント」の実現に向け、強固な経営基盤の構築と『新ちば興銀』の確立を目指し、“中核取引先”を支柱とした「顧客基盤」の再構築をコア戦略として、具体的な戦略を展開しております。

現中期経営計画につきましては概ね順調に進捗しており、低金利環境が続く中で、本業収益であるコア業務純益は前期比増加しております。今後、成長を続ける千葉県マーケットにおいてこの本業収益力を更に拡大させていくこと、そして持続的成長に向けた自己資本のさらなる充実を図ることが経営課題であると認識しております。

更に「地方創生」が地域経済・社会における一大テーマとなる中、リスクマネーの地元への積極的な供給によって、中小企業の「再生」と「成長」に繋げていくことが地方銀行の社会的使命であることを今まで以上に意識していくことも経営上の大きな論点と考えております。

これらの経営課題に対処するため、現中期経営計画の仕上げとなる今年度は、これまで取組んできた「収益力・収益構造の革新」「効率性・生産性の革新」「組織力・人材の革新」の「3つの革新」をさらに進め、現中期経営計画目標の達成を確実なものとすると同時に、本資金調達を通じて平成 28 年度以降の次期中期経営計画期間での長期的・持続的な成長と企業価値の向上を通じて「選ばれ続け、地域・お客さまになくてはならない絶対的存在感のある銀行」を目指してまいります。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【本資金調達】の目的と狙い

当行は、お客さまの幅広い資金ニーズへの対応などによる収益機会の拡大及び自己資本の充実を目指すに当たり、本資金調達が以下の視点に基づいた長期的・持続的な成長と企業価値の向上に資するものと判断しました。

### ① 千葉県経済の成長に沿った積極的な経営資源投入

当行が営業基盤とする千葉県は、以下の通り景気回復基調にあり、着実な成長をしております。

- 製造品出荷額 前年比 4.9%増加
- 大型小売販売額 前年比 0.6%増加
- 住宅着工戸数 前年比 1.5%増加
- 工場立地件数 前年比 48.5%増加
- 成田空港発着回数は過去最高に

さらに人口増減率も前年比 +0.08%（平成 26 年 10 月時点）となり前年度の▲0.04%から反転増加しております。

こうした千葉県経済の成長に応じて、本資金調達を通じた業容の拡大や店舗ネットワークの強化等の積極的な経営資源投入を継続することが当行の長期的・持続的な成長に繋がるものと考えます。

### ② 収益力の維持・向上およびそれに基づく将来の第四種優先株式の償却力向上

本資金調達を通じた経営資源の積極的な投入による収益力の維持・向上によって、経営基盤の更なる強化を図っていきます。更に収益力の維持・向上により将来の第四種優先株式の普通株式への転換を極力回避すべく償却力を強化するとともに、将来の償却による資本関連コストの圧縮を通じて普通株式価値の向上に努めてまいります。

### ③ 財務基盤強化による将来の外部格付の更なる向上を目指す

平成 25 年度からの 3 ヶ年にわたる中期経営計画期間において、着実な財務基盤強化と収益力向上を通じて外部格付の向上を実現してまいりました。本資金調達により当行の財務基盤の一層の強化を図り更なる外部格付の向上を目指し、地域からの信頼を更に高めていくと共に、将来の外部調達コストの逡減を図ってまいります。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当行普通株式 10,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年7月15日(水)から平成27年7月21日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年7月23日(木)から平成27年7月28日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 青柳 俊一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当行普通株式 1,500,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当行株主から1,500,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 青柳 俊一に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

### 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当行普通株式 1,500,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成27年7月31日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成27年8月3日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 青柳 俊一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当行株主から1,500,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当行は平成27年7月7日（火）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当行普通株式1,500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年8月3日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年7月29日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当行株主からの当行普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	50,722,045株
(平成27年7月7日現在)	第二回第二種優先株式	5,000,000株
	第四回第四種優先株式	6,400,000株
	合計	62,122,045株
公募増資による増加株式数	普通株式	10,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	60,722,045株
	第二回第二種優先株式	5,000,000株
	第四回第四種優先株式	6,400,000株
	合計	72,122,045株
第三者割当増資による増加株式数	普通株式	1,500,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	62,222,045株 (注)
	第二回第二種優先株式	5,000,000株
	第四回第四種優先株式	6,400,000株
	合計	73,622,045株 (注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 10,018,160,000 円について、平成 28 年 3 月末までに全額を貸出金等運転資金に充当する予定であります。

当行が営業基盤とする千葉県は、製造品出荷額や住宅着工戸数、工場立地件数等において前年比の増加が確認されており、また、5年後には東京オリンピックを控えている状況でございます。

「地方創生」が地域経済・社会における一大テーマとなる中、上記手取金をもとにリスクマネーの地元への積極的な供給を行い、中小企業の「再生」と「成長」に繋げていくと共に、長期的・持続的成長を進めるべく自己資本のさらなる充実を図ってまいります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

前記【本資金調達の目的と狙い】に記載のとおり、今回の資金調達が当行の長期的・持続的な成長と企業価値の向上に資するものと考えます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に基づき、当行の業績動向等を総合的に勘案し決定いたします。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、健全経営を確保するために活用してまいります。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	137.11円	124.37円	127.46円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)			
普通株式	—円 (—)	3.00円 (—)	3.00円 (—)
第一回第一種優先株式	100円 (—)	100円 (—)	—
第二回第二種優先株式	104円 (—)	104円 (—)	104円 (—)
第三回第三種優先株式	45.15円 (—)	—	—
第四回第四種優先株式	48.22円 (—)	220円 (—)	220円 (—)
実績連結配当性向	—%	2.4%	2.4%
自己資本連結当期純利益率	5.5%	5.6%	6.5%
連結純資産配当率	—%	0.2%	0.2%

- (注) 1. 第三回第三種優先株式については、平成25年7月4日付で、第一回第一種優先株式については、平成26年9月12日付で、全株式を取得及び消却しております。このため、第三回第三種優先株式については、平成26年3月期及び平成27年3月期、第一回第一種優先株式については、平成27年3月期の配当はありません。
2. 実績連結配当性向は、普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。平成25年3月期については、普通株式に係る配当を実施していないため記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（優先株式配当金の総額を控除した金額）を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から優先株式、新株予約権及び少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値です。平成25年3月期については、普通株式に係る配当を実施していないため記載しておりません。

## 5. その他

## (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

## (2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>「今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移」記載のとおり、当行は普通株式の他に第二回第二種優先株式及び第四回第四種優先株式を発行しており、このうち第四回第四種優先株式については、当該優先株式を有する優先株主は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までの期間中（以下「取得請求期間」という。）、当該優先株式の取得と引換えに、当行普通株式の交付を請求することが可能であります。取得請求期間における普通株式交付数の算定の基礎となる取得価額は未定であります。第四回第四種優先株式6,400,000株の全てが平成27年7月7日現在有効な下限取得価額（223円）で取得された場合、かかる取得により交付される当行普通株式の総数は143,497,757株となります。これにより、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済普通株式総数（62,222,045株）に対する比率は231%となります。

また、当行は会社法に基づき株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済普通株式総数（62,222,045株）に対する比率は0.08%です。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプションの付与状況（平成27年7月7日現在）

決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込 金額	資本組入額	行使期間
平成26年6月27日	28,700株	1円	368円	平成26年7月15日から 平成26年7月14日まで
平成27年6月25日 (注) 1.	23,400株	1円	未定 (注) 2.	平成27年8月5日から 平成27年8月4日まで

(注) 1. 平成27年6月25日開催の取締役会において、当行取締役及び執行役員に対して新株予約権を付与することを決議しております。なお、当該新株予約権の割当日は、平成27年8月4日です。

2. 新株予約権の割当日である平成27年8月4日に決定されます。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成25年1月11日	32,000百万円	73,941百万円	48,792百万円	(注)

(注) 第四回第四種優先株式の第三者割当によるものです。第四回第四種優先株式の発行と同日付で会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づく資本金の額16,000百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づく資本準備金の額16,000百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。振り替え後の資本金の額は57,941百万円、資本準備金の額は32,792百万円であります。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	485円	905円	719円	790円
高 値	1,070円	980円	895円	983円
安 値	360円	591円	614円	780円
終 値	910円	716円	801円	927円
株価収益率	6.64倍	5.76倍	6.28倍	—

(注) 1. 平成28年3月期の株価については、平成27年7月6日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

平成25年1月の第四回第四種優先株式の第三者割当に関しては、保有方針に変更はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当行はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当行普通株式及び当行普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び当該新株予約権の権利行使による当行普通株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。